

事例から学ぶ 「中国社会保険法」施行後の対応と留意点、 「日中社会保障協定」締結交渉の最新動向

「中華人民共和国社会保険法」の具体的な運用規則となる「中国国内就業外国人の社会保険法」が2011年10月15日より施行されたことにより、中国駐在の外国人出向者も中国社会保険への加入が義務付けられ、日中両国での社会保険料の二重払いが避けられない状況となりました。そこで本セミナーでは、本法の施行後、中国進出企業の日本本社・中国現地法人それぞれが押さえるべきポイントについて整理いたしますとともに、一刻も早い締結が望まれております。「日中社会保険協定」交渉の進捗と今後の動向について最新情報をご提供いたします。ご関心をお持ちの皆様におかれましては是非ご参加下さいますよう、ご案内申し上げます。

<p>《 講 師 》 (株) プレシード 上海基望斯企業管理諮詢有限公司 CEO 清原 学 氏 兵庫県西宮市出身。学習院大学卒。共同通信社、アメリカAT&T、(財)社会経済生産性本部を経て、2004年にプレシード(上海)を設立。中国進出日系企業約300社の組織構築、人事制度設計、労務アドバイザー、人材育成に携わる。日本、中国にて講演多数。</p>	<p>《プログラム》 ◇「中国国内就業外国人の社会保険法」要点解説 ◆ 法令施行後の中国進出企業の状況と留意点 ◇「日中社会保険協定」交渉最新情報</p>
--	---

- ◆ 日 時： **2012年2月10日(金) 14:00~17:00 (受付開始13:30)**
- ◆ 場 所： 大阪商工会議所4階 401号会議室 (大阪市中央区本町橋2-8)
- ◆ 受 講 料： 大商会員：8,000円 / 特商・一般：12,000円 (1名あたり、消費税込み)
- ◆ お申込方法： 下記の申込書に必要事項をご記入の上、**2月3日(金)迄にFAXでお申込ください。**
 - ・受講料は受講申込書をFAXで送付した後、講座1週間前までに下記いずれかの口座にお振込み下さい。(振込手数料は貴社にてご負担下さい。)
 - ・請求書をご入用の方はその旨、参加申込書にお書き添え下さい。
 - ・入金確認後、開催日の1週間前頃に受講票をお送りします。開催日の1週間前以降のキャンセルは受講料の返金を致しかねますので、お申し込みご本人様の都合が悪い場合は、代理の方の出席をお願いします。

★お振込み先： 振込み口座名 / 大阪商工会議所 りそな銀行 大阪営業部 (当座) 0808726
 (村カヨウカケイソ) 三井住友銀行 船場支店 (当座) 0210764
 三菱東京UFJ銀行 瓦町支店 (当座) 0105251

※上記3行と埼玉りそな銀行各本支店ATMからのお振込み、振込手数料不要です。
 ご依頼人番号「9104100150」の10ケタをご入力下さい。

◆お問合わせ： 大阪商工会議所 国際部 国際担当 杖谷・丸山
 TEL: 06-6944-6400 / FAX: 06-6944-6293 / E-mail: tsuetani@osaka.cci.or.jp

FAX : 06 - 6944 - 6293

*番号をお間違えのないようお願い致します。

大商国際部 杖谷行

事例から学ぶ「中国社会保険法」施行後の対応と留意点、「日中社会保障協定」締結交渉の最新動向(2/10) 参加申込書

会社名カナ			
会社名			
氏名	部署・役職		
住所	(〒 -)		
TEL	FAX		
E-mail			
会員区分	<input type="checkbox"/> 大阪商工会議所会員 --- 会員番号 (K - -) <input type="checkbox"/> 非会員		
受講料	① 受講料 円を 月 日に振込みます。 ② 振込み人名義 (カナ)		

※ご記入頂いた情報は、大阪商工会議所からの各種連絡・情報提供(Eメールによる事業案内を含む)のために利用するほか、講師には参加者名簿としてお渡します。